|  |
| --- |
| 認証番号　： |
| 定期審査の基点（JQAにて記載）： |



文書受付印

**ＪＩＳマーク表示制度**

**定期認証維持審査申込書**

一般財団法人　日本品質保証機構　御中

受付番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **通知書の内容を確認しましたので、以下の通り回答します。**   |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 被認証者の氏名又は名称 ： |  | | | | | | 代表者の氏名※１　 　： |  | | 役職： | |  | | 認証に係る工場又は事業場：  の名称および所在地 |  | | | | | | 認証番号　　　　　　　　： |  | 有効期限： | |  | | | 日本産業規格の番号　 　： |  | | | | | | 鉱工業品又はその　　　　：  加工技術の名称 |  | | | | | | 回答日　　　　 　　： | 年　　　　月　　　　日 | | | | | | 品質管理責任者名 ： | 署名または記名押印 | | | | | | 所属・役職 ： |  | | | | | | 連絡先 ： | TEL 　　　　　　　　　　 FAX | | | | | |  | E-mail | | | | | | 認証維持審査の希望： | □有（維持審査を受審します） □無（認証契約を終了します） | | | | | | 同時維持審査の希望※２： | □有（認証番号：　　　　　　　　）□無（同時審査無し） | | | | | | ※１：法人の場合のみ、代表権のある方を記載してください  ※２：複数のＪＩＳ認証を取得していて、それらの維持審査を同時期に実施すること | | | | | | | 本定期審査における連絡担当者： 　　　　　　　　　 □　品質管理責任者と同じ | | | | | |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | 連絡担当者名 | ： |  | 所属・役職 | | ： |  | | | 住所 | ： | 〒 | | | | | | | TEL | ： |  | | FAX | | ： |  | | E-mail | ： |  | | | | | | |

**注意：通知書の受領後、通知書記載の書類と併せて提出してください。**

・お申し込みいただいたお客さまの個人情報は、試験・審査・認証などの業務にかかわる連絡、調整並びに当機構が実施

しております他の業務や新規業務のご案内・市場調査およびそれら業務にかかわる各種情報の提供に限り使用させて

いただきます。ただし、当機構の責任において、当機構のプライバシーポリシー（<http://www.jqa.jp/privacy_policy/>）

に基づき当機構を認定・登録している組織との間において個人情報を共同利用することがあります。

・お申し込みにおいては、「定期認証維持審査申込了承事項」をご確認・ご了承いただいたものとさせていただきます。

お願い：①お申し込みの際には、署名又は記名押印された原本をご提出ください。

②代理人による申込書類の提出、事務連絡の代行、認証費用の支払いをご希望の場合は、必ず「委任状」を

ご提出ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号

**ＪＩＳマーク表示制度　定期認証維持審査申込書　（2）**

申し込み該当内容の□にチェックまたは■に入れ替えて、当該様式に必要事項をご記入ください。

|  |
| --- |
| 製品の試験：下記の(1)～(3)またはその組合せを選択してください。  □ (1) 試験データ活用希望  試験機関名　　　　　　　　　　　　　：  　　　　ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)認定機関名：  □ (2)立会試験希望  試験実施場所　：□認証に係る工場又は事業場  □その他（下欄に記載）  立会試験場所  （ﾌﾘｶﾞﾅ） ：  名　称 ：  所在地 ：〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ □工場又は事業場と同じ ）  連絡担当者 ：　　　　　　　　　　　　　　 所属・役職 ：  TEL：　　　　 　 　　　FAX： 　 　　　 E-mail：  ※第三者試験場所にて立会試験をする場合、「第三者試験場所の利用申込書兼同意書」をご提出ください。  ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)対応状況　：  □認定試験所（認定番号　　　　　　　　　　　）  □JQA調査済み（調査日　　　　　　　　　　　）  □未対応  □ (3) JQAの試験所またはJQAが指定する試験所での試験希望  試験成績書発行　　　　：□希望する（　　　　通）  試験品の取り扱い　　　：□返送　　□申込者が試験所にて引取　　□廃棄依頼  （返送、引取、廃棄にかかわる費用はお客さまのご負担といたします）  □ 製品試験の実施において、上記の組合せを希望される場合は、試験項目ごとの実施場所を別紙にてご指定ください。（　□別紙参照： 　　　　　　　　）  認証書の追加発行（更新時、和文１通(正本)を発行します。追加発行を希望された場合、有料となります。）：  □追加発行を希望する（和文(副本)　　通、英文※1　　通）  ※1：英文の１通目は“参考版”、２通目以降は”参考版の副本”となります。  英文認証書の発行を希望される場合は被認証者の氏名又は名称・住所・認証に係る工場又は  事業場の名称及び所在地の英文表記を別紙にてお知らせください。  請求書宛名及び送付先住所　：□連絡担当者と同じ　□下記担当者（代理人など※２）      ※2：代理人を指定する場合は必ず｢委任状｣を提出ください。 |

**定期認証維持審査申込了承事項**

**次の内容についてご確認の上、ご了承いただければ申込書のご提出をお願いいたします。**

1. お客さまにおいて以下の事項の１つに該当する場合、当機構の判断でお申し込みを受け付けないこと、またはいったん受け付けたお申し込みを取り消す場合があります。

　1)お申し込みが違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障をきたす行為、またはその

おそれがある組織・団体などからのお申し込みに該当する場合。

　2)お客さまにおいて資産、信用状態が悪化し、またはそのおそれがある場合。

3)その他お申し込みについて当機構が不適切と判断した場合。

1. 申込書のご提出後､その内容を変更しようとする場合は､その旨を文書でご提出ください。この場合、｢JIS認証料金表｣に基づく認証にかかわる費用（以下｢認証費用｣）、認証書発行予定日などが変更となる場合があります。
2. お客さまがお申し込みを取り下げる場合には、その旨を文書でご提出ください。
3. ご提出いただいた資料は、原則として返却いたしません。
4. 認証費用の見積金額は、標準工程に基づく概算です｡認証の目的を達成するために工場審査、製品試験等の内容の変更､追加等を行う必要が生じた場合には､見積金額と差異が生じることがあります｡　また、認証契約締結までに日本産業規格の改正があった場合には、追加の資料要求、工場審査および製品試験を実施する場合があります。
5. 海外での工場審査および製品試験は日本語にて実施しますので、通訳などはお客さまにて手配していただきます。
6. 工場審査、製品試験等が要求される場合、当機構の職員が認証にかかわる事業所に立ち入り、必要な審査等を実施いたします。要員の氏名は審査計画書などでお知らせいたしますが、要員を忌避する場合には1週間以内に理由を添えて申し出ることができます。なお、その際には審査等スケジュールを変更させていただく場合があります。また審査等では関連する文書や記録類の調査、関連する機器・設備、場所、区域、要員、および当該製品にかかわる苦情や不適合情報の確認も行います。
7. 下請業者などに製造工程の一部を外注している場合には、その外注先の管理の状況により当該事業所に審査のために立ち入ることがあります。
8. 審査等への審査や試験の要員以外の関係者の同行は、お客さまの同意の下実施いたします。
9. 製品試験の試験場所については審査計画書などでお知らせいたします。なお、当機構の試験所または当機構が指定する試験所以外の試験場所をご希望の場合は、JIS Q 17025への適合性の調査の結果によってはご希望に添えないことがあります。
10. 試験データの活用を希望される場合、当該試験データなどについてはお客さまがその適法な使用権を有している旨を当機構に対して保証するものとし、当機構の当該試験データなどの使用に関して生じる一切の紛争について当機構は損害・費用などの責を負うものではありません。
11. 試験品は、当機構の要員が試験に必要な数量を抜き取ります。試験品に損傷などのないよう保管および保存の取り扱いに充分注意しておりますが、試験品の保管および保存について、特に条件などがありましたら、あらかじめお申し出ください。なお、製品試験の試験場所までの運搬時の取り扱いによる損傷などについては、当機構では一切の責任を負いません。
12. 破壊を伴う試験において､試験終了後の試験品（付帯する部品などを含む）の破壊状態についての異議申し立て（試験品の復元費用など）は、お受けいたしません。
13. 書類のご提出や試験品の運搬などにかかわる費用は、すべてお客さまのご負担となります。
14. お申し込み後、日本産業規格などの要求事項への適合性評価の為に、追加の資料、試験品などのご提出をお願いする場合があります。
15. 当機構が妥当と判断した一定の期間を経ても是正報告書がご提出いただけない場合などで認証決定の目処がたたないときには、認証不可の決定をすることがあります。
16. 認証書発行後、適用する日本産業規格に関する不適合事項が判明した場合の改修、改善および修理などの費用はお客さまのご負担となります。
17. 当機構に対して、認証結果に関する異議を申し立てることができます。なお、異議がある場合には、事由が発生した日から45日以内に当機構へ文書にてお申し出ください。当機構は申し立てを受理した日より3ヵ月以内に回答いたします。
18. 1)認証費用は、認証決定（不可の決定を含む）後に請求いたします。認証書発行前の請求書送付となりますが、予めご了承ください。請求書受領後、指定期日までに､当機構指定の銀行口座へお支払いください。なお、銀行振込の手数料は、お客さまのご負担とさせていただきます。また、当機構の判断により前払いで請求する場合があります。

2)前1)にかかわらず、当機構がお申し込みを取り消した場合、もしくはお客さまがお申し込みを取り下げた場合、または当機構が認証不可の決定をした場合には、それまでに発生した認証費用を請求いたします。請求書受領後、指定期日までに当機構の指定銀行口座へお支払いください。なお、銀行振込の手数料は、お客さまのご負担とさせていただきます。

1. 当機構の認証費用請求額に対して、外国における諸税が課せられる場合は、お客さまのご負担とさせていただきます。つきましては、ご送金時に請求金額の全額を申し受けます。
2. 広告および宣伝活動などにおいて、認証書の範囲を逸脱するような製品認証に関する表明（当機構が認証した鉱工業品又はその加工技術以外の鉱工業品又はその加工技術が認証を取得していると誤解を招くような広告・宣伝など）を行うことはできません。このような事実が明らかになった場合には、広告および宣伝活動などを中止していただきます。ご同意いただけない場合には、認証の一時停止または取消しなどの処置をとる場合があります。また、当機構の評価を損なうような認証書または製品認証の使い方をされた場合も同様の処置をいたします。
3. 産業標準化法などの関係法令を遵守していただきます。
4. 天災地変､その他不可抗力により、工場審査、製品試験等の履行および認証書の発行ができなくなった場合､当機構はその責を負うものではありません。
5. 上記に記載のない事項または疑義が生じた場合は、当機構にお申し出ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上